

日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）取扱規定

第1条 契約の趣旨

この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）と岡三証券株式会社（以下「岡三証券」といいます。）との間のSBI岡三アセットマネジメント株式会社の発行する日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「日本MRF」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当社は、この規定に従って日本MRFの累積投資業務をお客様と締結いたします。

第2条 申込方法

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印し、これを当社の本支店又は営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF累積投資口座を開設いたします。
なお、証券総合取引申込書により当社に届出されている印影をもって当社への届出印といたします。
- (3) 上記(1)に基づき口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付いたします。

第3条 金銭の払い込み

お客様は、日本MRFの買付にあてるため1回の払い込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

第4条 取得時期・価額

- (1) 当社はお客様から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、日本MRFをお客様に代わって取得し、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。
ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。
なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りします。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定に係わらず申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、原則、当該計算日の翌日に日本MRFをお客様に代わって取得します。
- (4) 取得された日本MRFの所有権並びに元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

第5条 有価証券の保管

この規定によって取得された日本MRFは、株式会社証券保管振替機構の振替口座簿等へ記載又は記録により管理いたします。

第6条 果実の再投資

- (1) 第5条の保管に係る日本MRFの果実は、前月の最終営業日（その翌月に取得した場合には、当該取得日から当月の最終営業日の前日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額を持って当該最終営業日の前日の基準価額で日本MRFをお客様に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定に係わらず、申込日の翌営業日以降、最初取得した基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に日本MRFをお客様に代わって取得します。

第7条 返還

- (1) お客様は、自己の所有する日本MRFを正午以前のお申し入れ、かつ申込日の受け取りをお申し出されたときは、当日を、正午を過ぎてお申し入れ、また正午以前のお申し入れであっても、翌営業日の受け取りをお申し出されたときは、翌営業日を支払日（受渡日）といたします。この場合、当該請求に係る日本MRFについては、受渡日の前日の基準価額によ

り、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

- (2) 返還請求の対象は、この契約の解約の場合を除き元本部分のみとし、果実の返還は行いません。
- (3) 上記(1)の請求並びに返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、取扱店においてお客様に返還いたします。

第8条 自動取得・自動換金

- (1) お客様の証券総合口座取引において、その売却金額等の全部又は一部をもって自動的に日本 MRF を買付けます。
- (2) お客様の証券総合口座取引において、その買付金額等の全部又は一部に日本 MRF の全部又は一部を自動的に換金することで充当します。

第9条 キャッシング

お客様は、第7条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は日本 MRF の残高に基づき計算した返還可能金額又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として日本 MRF を担保に金銭を貸出すことができます。
ただし、お客様の取引状況等により貸出しをしない場合があります。
- ② 上記①の返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額＝返還請求日の申込者の所有口数×返還請求前日の基準価額
- ③ 上記①のキャッシング申込日に当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する日本 MRF について、当該貸出しの担保として、その受益権に質権を設定すると同時に第7条の換金手続きを行います。
- ④ 上記③の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別にキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。
貸出金利＝解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実－源泉税相当額（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。）
- ⑤ 当社は、上記③の換金を行う際の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記③の換金の手続に基づく金銭と上記①のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

第10条 報告

お客様の日本 MRF の取引に係るお客様への報告は取引残高報告書を通じて行います。
ただし、再投資の取引のみの場合は当該報告を行わない場合があります。

第11条 解約

- (1) 日本 MMF は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約の申出があったとき。
 - ② 当社が日本 MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - ③ 日本 MRF が償還されたとき。
 - ④ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
 - ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2) 当社は引続き3か月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の日本 MRF 及び果実を第7条の規定に準じて取扱店においてお客様に返還いたします。

第12条 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居並びに届出印の変更等申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社

に届けていただきます。

- (2) 前項(1)の届出があったとき当社は、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類のご提出を願うこと等があります。

第13条 その他

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害についてその責を負いません。
- ① 届出印の押印された所定の受領書と引換に日本 MRF 又は果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく日本 MRF 又は果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく日本 MRF の買付け、若しくは日本 MRF 又は果実の返還が遅延した場合。
- (3) この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、店頭表示、インターネット又はその他相応の方法により周知します。

附 則

この規定は、令和5年7月1日より適用させていただきます。

以 上

(令和5年7月1日)